

月刊中央会

組合・中小企業を
応援します!2025 July
第810号

中央会からのお知らせ

昨年度に引き続き、開催希望の組合等を募集しています。

公正取引委員会による「出張!トリテキ(取引適正化推進)会議」のお知らせ
取引改善に役立つ最新情報を、組合等の会合で説明します

公正取引委員会より、中小企業の方々がお集まりになられる組合の定例会合や研修の場で、**労務費転嫁指針**や、新法「**中小受託取引適正化法**」(通称：取適法)について説明の機会に関して周知依頼がありました。

 労務費転嫁指針とは

公正取引委員会では、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(略称：労務費転嫁指針)を公表しました。**狙いは、転嫁しづらい労務費に関し、賃上げ原資確保のための価格交渉を促進することです。**

令和6年度に実施した特別調査においては、**労務費転嫁指針を知っている受注者の方が、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向がみられました。**

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>



労務費転嫁指針

 適切な価格転嫁が行われるよう、取引環境の整備を図ります!

サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくため、下請法は「中小受託取引適正化法」(通称：取適法)となります。改正後(令和8年1月1日施行)は、取適法において、**コスト上昇等の局面において、中小受託事業者が価格協議を求めたにもかかわらず、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定が禁止される**こととなります。

 中小受託事業者の資金繰りの改善を図ります!

改正後(令和8年1月1日施行)は、**取適法において、手形払が禁止される**こととなります。また、電子記録債権やファクタリング等についても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものは禁止されることとなります。



「出張!トリテキ(取引適正化推進)会議」の申込みや詳細の問い合わせは、下記までお願いします。

公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課(指導班)

電話(直通)：03-3581-3375

中小企業のための 地震・津波の補償「地震特約」

ひょうご共済の火災共済に特約としてご加入いただける制度です。

ひょうご共済 地震特約 

“ひょうご”の中小企業を補償でサポート!



ひょうご共済

兵庫県共済協同組合

月刊中央会
O!
(オ)

兵庫県中小企業団体中央会時報第810号(2025年7月5日号)(毎月1回5日発行)
発行所/兵庫県中小企業団体中央会 〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号兵庫県中央労働センター1階 TEL(078)95860015
本情報誌は組合等情報提供事業として発行しております。購読料/部33円(会員の購読料は会費に含まれています。)

7

特集

兵庫県中小企業団体中央会が
第70回通常総会を開催しました

Photo:第70回通常総会

■中央会事業

- ◇兵庫県中小企業青年中央会(Hyogo-UBA)が通常総会を開催しました
- ◇「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表しませんか
- ◇兵庫県中小企業組合士協会が第47回通常総会を開催しました
- ◇Makuake応援購入プロジェクト支援事業のご紹介
- ◇カスタマーハラスメント対策に関する個別相談(無料)のご案内
- ◇中小企業省力化投資補助金のご案内

■情報レポート

県内中小企業は、原材料の価格高騰や人手不足の深刻化など厳しい状況が続く。

■中央会からのお知らせ

- ◇官公需適格組合

■コラム

- ◇会社の磨き上げを行いましょう
兵庫県公立大学法人 芸術文化観光専門職大学 准教授
中小企業診断士 瓶内 栄作

■中央会からのお知らせ

- ◇毎月勤労統計調査特別調査のお願い
- ◇公正取引委員会による「出張!トリテキ(取引適正化推進)会議」のお知らせ



動く つなぐ 結ぶ
組合・中小企業を
サポート



兵庫県中小企業団体中央会
<https://www.chuokai.com>

兵庫県中小企業団体中央会が
第70回通常総会を開催しました

兵庫県中央会は、6月17日に神戸ポートピアホテルにおいて「第70回通常総会」を開催しました。開会に先立ち、濱口会長の挨拶が行われ、製造業や非製造業の一部において受注状況の改善や価格転嫁の進展、インバウンド需要による売上増加が見られた一方、原材料やエネルギー価格の高騰に加え、人件費の上昇や深刻な人手不足によって厳しい経営環境が続く中小企業に対して、支援の必要性や課題解決に向けた当会の事業方針について述べられました。議案審議では、上程議案は原案通り可決承認されました。また、役員の補充選挙も行われ、次の名簿のとおり役員が選任されました。議事終了後、ご来賓を代表して、齋藤兵庫県知事、山口兵庫県議会議長、谷原近畿経済産業局産業部長より祝辞を頂戴しました。

会員の皆様には議決権の行使にご協力いただき、誠にありがとうございました。本年度も引き続き中小企業の多様な連携、組織強化を積極的に支援し、中小企業の成長・発展や地域経済の活性化に貢献できるよう多岐にわたる事業を実施してまいりますので、当会の事業推進に格別のご理解とご協力をお願い申し上げます。

【新役員名簿（補充）】
(敬称略・順不同)

役職	氏名	組合等名称
副会長	木南 一志	兵庫県貨物運送協同組合連合会
	橋爪 秀明	兵庫県信用組合
理 事	佃 直明	三木金物商工協同組合連合会
	時任 徹壮	神戸鉄工団地協同組合
監 事	九坪 勝己	兵庫県環境事業商工組合



通常総会会場



濱口会長の開会挨拶



齋藤兵庫県知事の祝辞



山口兵庫県議会議長の祝辞



谷原近畿経済産業局産業部長の祝辞

《議案》

第1号議案 令和6年度事業報告について

第2号議案 令和6年度決算報告について

第3号議案 令和7年度事業計画について

第4号議案 令和7年度収支予算について

第5号議案 令和7年度会費の賦課金額
及びその徴収方法について

第6号議案 令和7年度役員報酬について

第7号議案 令和7年度借入金最高限度額について

第8号議案 役員の補充について



木南副会長の就任挨拶



橋爪副会長の就任挨拶



堀田副会長の交流パーティ中締め挨拶

特
集

特
集

兵庫県中小企業青年中央会(Hyogo-UBA)が通常総会を開催しました

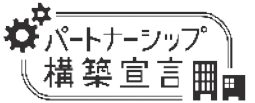
兵庫県中小企業青年中央会(会長 柏木亮太)は6月4日、ANAクラウンプラザホテル神戸にて【Hyogo-UBA 令和7年度第43回通常総会】を開催しました。

第1部の通常総会では、すべての議案について原案通り可決され、役員補充では新たに外向役員として2名の幹事が選任されました。第2部の講演会では、京セラコミュニケーションシステム株式会社 ICT事業本部 コンサルティング事業部 事業部長 松永一博氏を講師としてお招きし「なぜアメーバ経営は業績改善を実現するのか〜 JAL事例に見る社員の意識と行動変容を促す経営システム〜」をテーマにご講演いただきました。第3部のレセプションでは、兵庫県 産業労働部 部長 小林拓哉氏をはじめ、兵庫県・商工組合中央金庫・近畿ブロック等関連団体から多数のご臨席をいただきました。また、今年度の総会には長崎県中小企業団体中央会青年部会長 木村太郎氏、直前会長 山下顕伸氏にもご臨席いただきました。主催者を代表して柏木会長より令和6年度メンバーシップビジネス実績及び令和7年度のUBAの展望等について報告を行いました。第4部の交流懇親会では、講師を務めていただいた松永氏やご来賓の皆さまにも引き続きご参加いただき、約100名の参加者での交流懇親会となりました。



＜担当：兵庫県中小企業青年中央会事務局 中橋＞

令和6年度メンバーシップビジネス実績	取引額:1,258,469,542円	取引件数:8,670件
--------------------	--------------------	-------------



取引先と共存共栄の関係を築こうとする経営者の皆様へ「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表しませんか

＜パートナーシップ構築宣言とは＞

事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言することです。

＜宣言の内容＞

- ①取引先との共存共栄の取組みや取引条件のしわ寄せ防止について以下の項目を企業の代表者名で宣言！
- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携
- 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行(振興基準※)の遵守
- 特に、以下の取引適正化重点5課題について宣言します。
- (1)価格決定方法 (2)型管理などのコスト負担 (3)手形などの支払条件 (4)知的財産・ノウハウ
- (5)働き方改革等に伴うしわ寄せ
- ※下請中小企業振興法に基づく基準サイト
- (<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.html>)
- その他の独自の取組み
- ②「宣言」はポータルサイト上に公表！
- (公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト
- (<https://www.biz-partnership.jp>)に提出すると、「宣言」が掲載されます。
- ③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使うことが可能！
- ④一部の補助金について加点措置！
- ＜補助金の加点等、優遇措置＞
- パートナーシップ構築宣言を作成・公表した企業は、補助金(ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金等)や税制等について加点措置が受けられます。
- 宣言するメリット(<https://www.biz-partnership.jp/merit/index.html>)

①下請中小企業振興法に基づく基準サイト



②ポータルサイト



③宣言するメリット



兵庫県中小企業組合士協会が第47回通常総会を開催しました

兵庫県中小企業組合士協会は、6月24日神戸市産業振興センターにて「第47回通常総会・懇親会」を開催しました。来賓として大阪府中小企業組合士協会会長 石田悟一氏、副会長 進木健三氏にご臨席いただきました。

第1部の通常総会では、第1号議案から第5号議案まで、いずれも原案どおり可決承認されました。本年度は役員の任期満了に伴う改選も行われ、理事8名、監事1名が選任されました。総会終了後の役員会においては、会長に並河俊夫氏、新たに副会長に宮永真由美氏が選出されました。

第2部の講演会では、商工組合中央金庫神戸支店長 辻 健彦氏より「足元及び先行きの経済金融情勢 中小企業の経営課題」についてご講演をいただきました。

第3部の懇親会では、会員である中小企業組合士の皆様が相互に歓談・交流する良い機会となり、盛会の内に終了いたしました。



兵庫県中小企業組合士協会では、上記総会のほか、会員同士が情報交換できるイベントや資質向上を図れる視察研修会・講習会を年数回開催しております。

ただいま新規加入者を【大募集中】です！ご興味のある方は事務局(TEL 078-958-6015)までご連絡ください。

＜担当：兵庫県中小企業組合士協会事務局 永久・久木＞

中小企業組合士は中小企業組合のエキスパート！

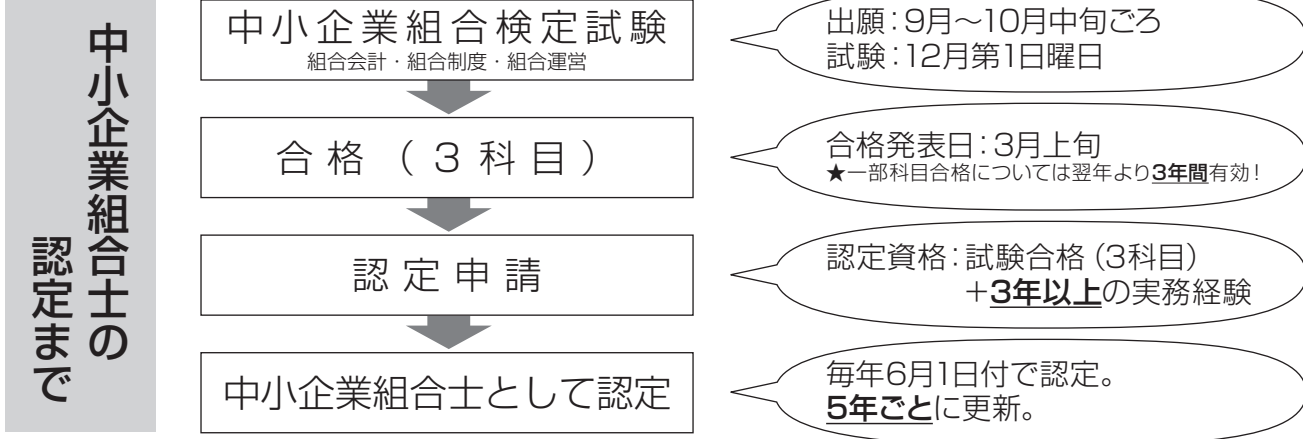
中小企業組合(事業協同組合、企業組合、商工組合やこれらの組合の連合会)の事務局役職員の方が職務を遂行する上で必要な知識を問う試験に合格し、かつ、3年以上の実務経験を持つ方を「中小企業組合士」として認定しています。

現在、全国で2,986名(令和6年3月末現在)の方が、組合はもちろん中小企業団体中央会、商工組合中央金庫等それぞれの分野において「中小企業組合士」として活躍しています。

検定試験は全国中小企業団体中央会が主催し、中小企業庁の後援、都道府県中小企業団体中央会の協力により、年に1度(毎年12月第1日曜日)実施されます。

いま、中小企業組合には、ガバナンスの充実が求められており、広く社会の信頼を高め、社会的責任を果たすには、組合運営の経験と専門知識を兼ね備えた人材が必要不可欠です。そのため、「中小企業組合士」は、組合の業務を執行する役員、実務を担う職員の皆さまにはぜひ取得していただきたい資格です。

詳しくは、事務局まで、お問い合わせください。



令和6年度起業支援連携強化事業



Makuake応援購入プロジェクト支援事業のご紹介

兵庫県中央会では、応援購入サイトMakuake（株式会社マクアケ）と連携して、テストマーケティングや新規顧客の開拓を目指す中小企業のプロジェクト実施を支援しており、その支援事例をご紹介します。

旅のお供はこれ一つ。95%の和紙が生み出す洗い心地。ボディタオル“WASH”

【プロジェクトのポイント】

- ・旅行や銭湯・サウナでも、気軽に使えて乾きやすい。カバンの中でかさばらず、しっかり洗える安心感。
- ・和紙糸使用率95%だからこそ、乾きやすさと泡立ちを両立。日本の職人に支えられた独自技術。
- ・ユニークな発想で伝統を次代に。今までにないボディタオルを届けたい。

和紙
使用率
95%
外でも
叶える
清潔感



和紙ボディタオル "WASH"

★目標応援購入総額606%達成！
221名のサポーターから
応援購入を獲得！！

実施企業	株式会社中村屋
所在地	三田市つつじが丘北1丁目5-2
ホームページ	https://www.nakamuraya.life/

【今回の支援について】

株式会社中村屋は編職人、縫製職人とボディタオルのOEM製品を企画開発する事業者であり、業界特有の薄利多売の産業構造に課題を感じており、本支援を通して付加価値を持つプライベート商品でBtoC参入に挑戦しました。商品開発では「今治タオルや泉州タオルのようにボディタオルにも認められるべき職人技術がある」という想いからスタートし、職人の感覚と技術が活かされ世の中に求められる理想のボディタオルを追求した結果、大企業にはマネできない和紙糸95%以上の“WASH”に辿り着きました。



編みの職人技術

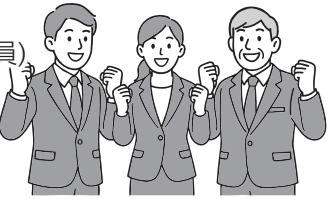
縫製の職人技術



《募集中》 令和7年度も応援購入プロジェクト挑戦を支援します！！

【支援内容】

- お申し込み後に制作専門家がプロジェクトの個別相談を実施します！（希望者全員）
ページ制作支援の選定前に専門家がプロジェクトの内容をヒアリングし、課題や成功後を見据えた販売戦略の整理など、プロジェクト成功に向けたアドバイスを個別に行います。
- 波及効果が高いプロジェクトのページ制作を専門チームが支援します！（1件採択）
プロジェクトページの監修・制作（全体構成・文章作成・写真撮影・販売戦略など）



詳細はこちら▶<https://www.chuokai.com/r07makuake-pagesupport/>



カスタマーハラスメント対策に関する個別相談(無料)のご案内

ネット上での誹謗中傷、「土下座をしろ」等の不当な要求、電話でのクレームによる長時間の拘束、暴力、暴言等のカスタマーハラスメントから従業員を守るための対策を講じる中小企業者に専門家を派遣します。まずはお気軽にご相談ください。

対 象 サービス業を営む兵庫県内の中小企業者

支 援 内 容 専門家（弁護士や社会保険労務士等）がカスタマーハラスメント対策の策定や見直し等のアドバイスを行う
＜相談例＞
● 事業主の基本方針・基本姿勢の明確化
● クレームとカスハラ of 識別基準の策定
● マニュアルの作成（対応方法、通報手順）
● 社内の相談窓口の整備
● 従業員への教育・研修方法

回数・費用 1社あたり2回まで無料

実施期間 令和7年7月1日～令和8年2月27日

※ただし、予算に達し次第終了

▼申し込み方法

相談ご希望の方は、下記の項目をご入力の上morita@chuokai.comまでメールでお申し込みください。申し込み受付後にこちらから連絡をいたします。

【記載事項】

《件名》 カスハラ対策個別相談

《メール本文》 ①組合名又は企業名 ②ご担当者のお名前 ③住所 ④電話番号 ⑤E-mail ⑥相談内容
＜担当：連携推進課 森田＞



中小企業省力化投資補助金のご案内

中小企業省力化投資補助金は、中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援します。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性の向上を図り、賃上げにつなげることを目的とします。

〈カタログ注文型〉 交付申請随時受付中	従業員数	補助率	補助上限額(大幅な賃上げを行う場合)
	5人以下	1/2以下	200万円 (300万円)
	6～20人		500万円 (750万円)
	21人以上		1,000万円 (1,500万円)

〈一般型〉 第3回公募 8月上旬申請受付開始 8月下旬申請締切予定	従業員数	補助上限額(大幅な賃上げを行う場合)
	5人以下	750万円 (1,000万円)
	6～20人	1,500万円 (2,000万円)
	21～50人	3,000万円 (4,000万円)
	51～100人	5,000万円 (6,500万円)
	101人以上	8,000万円 (1億円)

補助率(最低賃金の引き上げを行う場合)		
	補助金額が1,500万円まで	1,500万円を超える部分
中小企業	1/2 (2/3)	1/3
小規模企業者・小規模事業者 再生事業者	2/3	1/3

本補助金の詳細は、中小企業省力化投資補助金ホームページで公開されている「公募要領」等でご確認ください。
＜QRコードはこちら＞



情報レポート

令和7年6月9日集計

概況

県内中小企業は、原材料の価格高騰や人手不足の深刻化など厳しい状況が続く。

内閣府が5月22日に公表した月例経済報告で、景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。

一方県内中小企業は、米国の通商政策等に対する不安、原材料の価格高騰や人手不足の深刻化など引き続き厳しい状況が続いている。

業種別景況天気図（前年同月比）
令和7年5月（6月集計）分

項目	景況	売上	収益	資金
業種				
製造業	-47%	-41%	-26%	-21%
非製造業	-12%	6%	-9%	-9%
総合	-29%	-18%	-18%	-15%

県内の景況

快晴

晴れ

曇り

雨

大雨

マーク

基準(01値)

30以上

10以上～30未満

-10以上～10未満

-30以上～-10未満

-30未満

業界の声

製造業

食料品.....
連休以降店頭価格は昨年より10%～15%値上がりしている。週末は気温が低く、販売数は少し低迷している状況である。生産数は目標数量に達している。

木材・木製品.....
組合土地所有の有効活用のため共同住宅の建設という新たな挑戦の年度に入った。諸先輩方に残していただいた土地を次の時代につなげるようにしたいと考えている。

鉄鋼・金属.....
操業状況については、上昇機運もなく、とりわけ、少人数で経営している体力の弱い組合員においては、営業のセクションがないこともあり、設備の稼働率も落ち込んだ状況が続いている。

一般機器.....
業種によりバラつきがあるが、全体的に受注、売上は減少しており、回復の時期等について見通しが難しく先行きに不透明感がある。

輸送機器.....
全体として前年同月比1%の減収となった。船舶部門のみが減収で、他の部門はすべて増収となった。先月同様に資機材費が高止まりで、また人件費の上昇により利益としては若干良いだけである。現在のところ米国の関税問題の影響は少ないと予想されてはいるが、間接費の影響が計算されないため、予断を許さない状況である。

その他.....
シーズンに突入しているが、一般のファミリー層が釣りに行っても、最近は魚が釣れなくなっており、販売店の売上状況が極端に落ち込んでいるようである。そのため、当組合が販売している線材の売上も減少気味である。

非製造業

卸売業.....
直売展示館へ来館される海外のお客様も増えている。一方、卸商品の流れの変化について行けない組合員はギリ貧気味で、ECや海外など新しい売先を確保できている組合員は好調のようである。

小売業.....
GW明けから、販売、修理ともにお客様の来店が減り、暇になった。6月はボーナス月でもあるので、景気回復に少しでもつながればと淡い期待をしている。

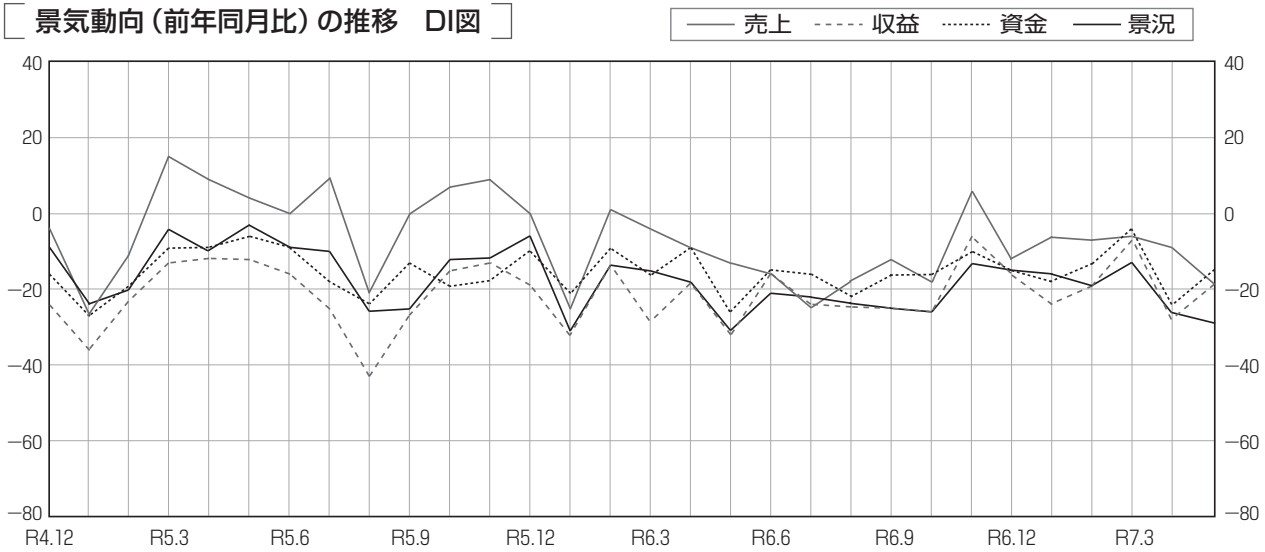
商店街.....
曜日並びの関係かもしれないが、GWの人出が良くなかった。インバウンドが増加しているが、日本人が減少しているため、前年比で少々マイナスとなっている。インバウンドとファミリー層をつかめていた組合員が前年と比べるとプラスだった。

サービス業.....
毎年開催されるイベントが5月末に大阪で開催された。組合員も多数参加協力し業界の振興に貢献した。これに続き、6月には業界の全国大会が開催される予定で、少しずつではあるが、業界は上向き状態である。物価高、水光熱費高騰も落ち着けば、明るい状況が見えてくる。

建設業.....
事業所により格差が生じているが、業界全体は活発である。また、人材不足（人手不足）が続いており、確保に苦慮している。製造側の問題であるが、盤類の納期が遅くなっている。

その他.....
比較的安定した時期である。4月の契約更改が終わり、可変した内容に基づいての日常が動き出している。燃料費の上昇加減に問題はあるが、単月でできることは少ない。

景気動向（前年同月比）の推移 DI図



官公需適格組合

「官公需」とは、国及び地方公共団体等が、物品を購入したり、サービスの提供を受けたり、工事を発注したりすることをいいます。

国は、中小企業者の官公需の受注機会を増大するために、『官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律』に基づいて、中小企業者向けの官公需契約目標や目標達成のための措置を内容とする『中小企業者に関する国等の契約の方針』を毎年度閣議決定し、公表しています。

また、共同受注体制の整っている事業協同組合などに対して、『官公需適格組合』としての証明書を発行しています。

【官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律】

①受注機会の増大の努力

国等は予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大を図るように努めなければならない。また、この場合においては、契約の相手方として組合及び新規中小企業者を活用するよう配慮しなければならない。

②中小企業者に関する国等の契約の方針の作成等

中小企業向けの契約目標額と受注機会増大のための具体的な措置等を定めた「中小企業者に関する国等の契約の方針」を毎年度閣議決定し、公表する。 など

【官公需適格組合制度】

経営規模の小さな中小企業1社では受注が難しい高額の場合でも、契約を履行できる場合があります。その受注方法の1つとして、協同組合等による官公需の共同受注があります。

官公需適格組合制度は、中小企業の受注機会を多く与えるため、一定の要件を満たす協同組合等を中小企業庁（各地方経済産業局）が証明する制度です。

兵庫県では、現在16組合（令和6年4月1日現在）が、官公需適格組合の証明を受けています。

〔官公需適格組合制度の詳細については、兵庫県中央会 連携推進課 赤松(TEL：078-958-6015) までお問い合わせください。〕

新型定期預金 マイハーベスト

高めの金利設定(当金庫内比較)

1年、2年、3年から期間が選べる

お預け入れは50万円から



商工中金

●神戸市役所南側西入る

神戸支店

〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111
☎078(391)7541

●市民会館東隣

姫路支店

〒670-0015 姫路市総社本町111
☎079(223)8431

●JR尼崎駅北口すぐ

尼崎支店

〒661-0976 尼崎市瀬江 1-2-6
JRE尼崎フロントビル10階
☎06(6495)1666

中小企業のための
経営レポート

会社の磨き上げを行いましょう

兵庫県公立大学法人 芸術文化観光専門職大学 准教授 中小企業診断士 瓶内 栄作

中小企業を取り巻く経営環境は近年ますます変化のスピードを増しています。経営者の高齢化が進む中、後継者が決まらない企業も数多く存在し、その状況は深刻です。このままでは貴重な技術や雇用が失われ、多くの企業が廃業に追い込まれる恐れがあります。経営者の中には、自社を未来につなげるために**第三者への事業承継（M&Aや従業員への引継ぎ）**も選択肢と考える方が増えております。

第三者承継に備える

「会社の磨き上げ」の重要性

親族内に後継者が不在の場合でも、従業員への承継や第三者への譲渡といった方法で事業を存続させる道が開けます。しかし**第三者への事業承継を成功させるためには、事前の準備が大切です**。特に、**本業の強化やガバナンス・内部統制体制の構築**などにより企業価値を高めておく必要があり、現経営者はできるだけ早期に企業価値の向上（会社の磨き上げ）に着手することが望まれます。

では「会社の磨き上げ」とは具体的に何を指すのでしょうか。その定義は、**会社の現状を様々な観点から把握し、組織や事業の課題を解決して強みを明確にすること**で、**企業としての価値を高める取り組みとされています**。この磨き上げの取り組みは自社の持続的成長にもつながり、たとえ事業承継を目前に控えていなくても、日頃から進めておく価値があります。では、具体的にどのようなポイントに取り組めば良いのでしょうか。

会社を磨き上げる3つのポイント

事業承継の準備として取り組むべき「会社の磨き上げ」の主なポイントは次の3点です。

1. 財務会計の明朗化

最初に、自社の財務内容を明朗にすることが重要です。具体的には、適切な会計処理を行い、貸借対照表や損益計算書を正確に整備して、**客観的な財務状況を誰の目にも明らかにすること**です。経営者個人の資産や負債と会社のものとを区別し、不透明な資金の流れや簿外債務がないよう整理します。財務内容が見える化しておけば、銀行や取引先からの信用度が

増し、資金調達や取引も円滑になります。また、第三者による企業評価（デューデリジェンス）の際にも信頼感を与え、スムーズな交渉につながります。

2. 内部統制の見える化

次に、社内の管理体制や業務プロセスを整備し、それらを誰が見ても分かるよう見える化することが求められます。具体的には、組織図や役割分担を明確にし、稟議や承認フローなどガバナンスのルールを整えます。帳票類やマニュアルの整備、業務手順の標準化によって属人化を排し、誰でも引き継げる状態を作ります。内部統制やガバナンスを強化することでリスク管理が行き届き、経営の安定感が高まります。また、業務が効率よく流れる仕組みを築くことも大切です。例えば社内ルールの明文化やマニュアル整備、IT活用による**業務効率化**などにより内部統制を強化すれば、現経営者不在でも回る強固な企業体質を構築できます。併せて、事業に不要な資産や滞留在庫を処分し、余剰債務を返済するといった**経営資源のスリム化**にも取り組むことで、財務面でも健全性が高まります。

3. 商品力・生産性の向上

そして何より、自社の事業そのものの収益力や競争力を高める取り組みが不可欠です。具体的には、**業務フローを見直し**て生産効率を高める、生み出した利益を新たな設備投資や人材育成に充てる、主力商品の競争力を強化するため研究開発に取り組むといった施策が考えられます。自社の強みをさらに伸ばし、新商品の開発や新市場の開拓にもチャレンジしましょう。こうした本業面での**競争力強化**は企業価値の根幹を成すものです。商品・サービス力の向上と生産性アップによって収益基盤を強化できれば、後継者にとっても魅力的な会社となるでしょう。

これらに取り組むことで企業としての魅力と体力が増し、仮に第三者への譲渡を検討する場合でも高い評価を得られる可能性が高まります。

公的支援制度の活用も検討を

会社の磨き上げを進めるにあたっては、公的機関による**支援制度も積極的に活用**しましょう。活用できる補助制度としては、事業承継・M&A補助金などもあります。

おわりに

中小企業にとって、事業承継は避けて通れない経営課題です。幸いにも支援機関によるバックアップ体制は充実してきています。重要なのは、**将来を見据えて早めに動き出すこと**です。会社を磨き上げ、強く魅力的な企業へと進化させることで、たとえ後継者が決まっていなくても次の担い手に選ばれる可能性が高まります。現経営者の皆さまには、「いつか」は必ず来る承継の日に備え、

今日から一歩踏み出していただきたいと思います。

PROFILE

芸術文化観光専門職大学 准教授
中小企業診断士 瓶内 栄作

【経歴】

- 兵庫県中小企業診断士協会理事・兵庫県中小企業団体中央会コーディネーター・日本中小企業学会幹事
- コンサルティングファーム、MBAでの経験を踏まえたロジカルシンキングと中小企業の2代目経営者経験を踏まえ、経営者の心情実情にマッチするコミュニケーションを心がける。



毎月勤労統計調査特別調査のお願い

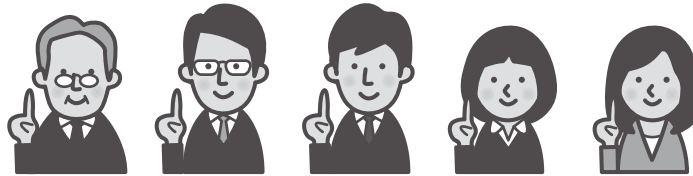
厚生労働省では、令和7年7月31日現在で、常用労働者1～4人雇用する事業所を対象に、毎月勤労統計調査特別調査を実施します。

この調査は、1～4人の常用労働者を雇用する小規模事業所における賃金、労働時間及び雇用の実態について全国及び都道府県別に明らかにすることを目的に実施しており、調査結果は小規模事業所の実態を示す資料として国民経済計算(GDP統計)の作成等に使用されています。

調査対象となる事業所には、7月上旬から9月にかけて統計調査員が訪問し、調査のご依頼をいたします。調査対象となる事業所の皆さまにはご負担をお願いすることになりますが、皆さまのご協力があって初めて、現下の社会・経済状況を正確に把握することができます。

なお、調査票に書かれた内容は、「統計法」により厳しく秘密が守られます。また、統計以外の目的に用いることも固く禁じられていますので、調査の重要性をご理解いただき、調査にご協力をいただきますようお願いします。

お問い合わせ先 兵庫県企画部統計課経済統計班 TEL：078-362-4126



米国の関税措置の影響を受ける事業者の皆さまへ

○ 米国関税措置による事業者への影響や対応策等について、中小企業診断士 志水 功行さんによる解説動画を当協会ホームページで公開しておりますので、ぜひご覧ください。

○ 米国関税措置の影響を受ける事業者の皆さまを支援するため、兵庫県融資制度「協調支援型特別貸付」「経営力強化貸付」について**兵庫県による保証料補助が開始**^{*1}され、兵庫県融資制度神戸市独自資金「特別小規模貸付-こうべおうえん」について**神戸市による保証料補助、融資限度額が拡充**^{*2}されました。

^{*1} 各制度融資額3,000万円を上限に保証料の概ね1/4を兵庫県が補助（保証料補助要件等確認書の提出が必要）。取扱期間は令和7年12月末日協会保証申込受付分まで（令和8年1月末日融資実行分まで）。なお、兵庫県の予算上限に達した場合、取扱期間満了前に補助制度が終了する可能性があります。

^{*2} 保証料の全額を神戸市が補助、融資限度額1,000万円に拡充。取扱期間は令和8年3月31日協会保証申込受付分まで（令和8年4月30日融資実行分まで）。なお、神戸市の予算上限に達した場合、取扱期間満了前に補助制度が終了する可能性があります。

詳細は、当協会HPをご覧ください。各事務所・支所にお問合せください。

HPはこちらから



兵庫県信用保証協会
CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN

〒651-0195
神戸市中央区浪花町62番地の1
TEL.078-393-3900(代表)

